

育児休業取得推進行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計
画を策定する。

1. 計画期間 令和 元年 11 月 1 日～令和 5 年 10 月 31 日までの 4 年間

2. 内容

目標 1：令和 5 年 8 月までに、子どもの出生時に父親が取得できる休暇制度を
導入する。

<対策>

- 令和 2 年 2 月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 令和 2 年 8 月～ 制度の導入、管理職研修及び社内広報誌などによる社員への周知

目標 2：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など
制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和 2 年 4 月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和 3 年 8 月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標 3：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う。

<対策>

- 令和 2 年 8 月～ 管理職へのアンケート調査による実態把握
- 令和 3 年 11 月～ 研修内容の検討
- 令和 4 年 2 月～ 研修の実施